

## 国分寺市保育所指導検査基準

- 1 本基準は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第66号。以下「法」という。）に基づき国分寺市が行う保育所（特定教育・保育施設に限る。）に対する指導検査の基準として定める。なお、本基準は、別表の各項目に規定する内容のほか、東京都が別に定める最新の保育所指導検査基準を包含するものとする。
- 2 本基準において、以下の関係法令及び通知等を次のように表記する。

	関係法令及び通知等	略称
1	国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	市運営基準条例
2	平成27年3月31日内閣府告示第49号「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」	算定基準等
3	令和5年5月19日こ成保38、5文科初第483号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	算定基準等留意事項
4	令和7年4月11日こ成保296、7文科初第250号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」	処遇改善等加算通知

- 3 評価区分の指導形態は、次の表の左欄の区分に応じ、中欄及び右欄に定めるとおりとする。

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	子ども・子育て支援関係法令及び子ども・子育て支援関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	子ども・子育て支援関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、子ども・子育て支援関係法令及び子ども・子育て支援関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

## 別表

項目	基本的な考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価区分
1 利用定員の設定及び定員の遵守	<p>1 特定教育・保育施設は、その利用定員の数を20人以上とする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、小学校就学前子どもの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p>	1 利用定員は小学校就学前子どもの区分ごとに定められ、利用定員を遵守しているか。	1 市運営基準条例第4条第1項及び第2項並びに第22条	1 小学校就学前子どもの利用定員を法第19条各号に掲げる区分に応じ、定めていない。	C
				2 入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じている。	C
				3 定員の見直し等を行っていない。	B
				4 その他不適当な事項がある。	B

	<p>3 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>				
2 内容及び手続の説明及び同意	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 運営規程の概要、職員勤務体制、利用者負担などの重要事項について文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。</p>	<p>1 市運営基準条例第5条</p>	<p>1 利用申込者に対し、重要事項説明書を交付して説明を行っていない。 2 重要事項説明書の内容が不十分である。 3 特定・教育保育の提供の開始について利用申込者の同意を得ていない。</p>	<p>C B C</p>
3 利用者負担額等の受領	<p>1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者に対して特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価（上乗せ徴収）及び特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の支払（実費徴収）を求めるときは、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に説明を行い、文書による同意を得なければならない。 2 特定教育・保育施設は、費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	<p>1 教育・保育給付認定保護者に上乗せ徴収及び実費徴収の用途、額及び理由について書面で明らかにし、教育・保育給付認定保護者から文書による同意を得ているか。（ただし、実費徴収の同意は文書によることを要しない。） 2 実費等の支払を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に領収証を交付しているか。</p>	<p>1 市運営基準条例第13条第5項及び第6項</p>	<p>1 上乗せ徴収及び実費徴収の用途及び額並びに金銭を求める理由について、保護者に対し書面で説明していない。 2 上乗せ徴収及び実費徴収について、保護者から同意を得ていない（上乗せ徴収の同意は文書による同意）。 3 上乗せ徴収及び実費徴収について、一部の保護者から同意を得ていない（上乗せ徴収の同意は文書による同意）。 4 実費等の支払を受けた場合に、保護者に領収証を交付していない。</p>	<p>C C B C</p>

<p>4 重要事項の揭示等</p>	<p>1 特定教育・保育施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>1 利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を施設の見やすい場所に掲示しているか。 2 利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しているか。</p>	<p>1 市運営基準条例第23条</p>	<p>1 利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を施設の見やすい場所に掲示していない。 2 利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供していない。</p>	<p>C C</p>
<p>5 秘密保持等</p>	<p>1 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供しようとするときは、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 小学校等の施設に教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際に、保護者から文書による同意を得ているか。</p>	<p>1 市運営基準条例第27条第3項</p>	<p>1 小学校等の施設に教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際に、保護者から文書による同意を得ていない。 2 小学校等の施設に教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際に、一部の保護者から文書による同意を得ていない。</p>	<p>C B</p>
<p>6 苦情への対応</p>	<p>1 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子ども又はその家族からの苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。 2 苦情を受け付けた場合は、苦情の内容等を記録しなければならない。</p>	<p>1 苦情を受け付けるための窓口の設置等の措置を講じ、苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>1 市運営基準条例第30条第1項及び第2項</p>	<p>1 苦情対応のため、受付窓口の設置等の措置を講じていない。 2 苦情の内容等を記録していない。</p>	<p>C C</p>
<p>7 事故発生の防止及び発生時の対応</p>	<p>1 特定教育・保育施設は、事故の発生又は再発を防止するため、事故が発生した場合又は事故の発生に至る危険性がある事態が生じた場合の対応、職員への改善策の周知体制等に係る指針を整備すること。 2 事故発生防止のための委</p>	<p>1 事故発生防止のための指針を整備しているか。 2 事故発生防止のための委員会の開催及び職員に対する定期的な研</p>	<p>1 市運営基準条例第32条</p>	<p>1 事故発生防止のための指針を整備していない。 2 事故発生防止のための委員会の開催及び職員に対する定期的な研修が行われ</p>	<p>C B</p>

	<p>員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>3 事故が発生した場合は、速やかに市、子どもの家族等に連絡を行い必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>修を行っているか。</p> <p>3 事故が発生した場合は、速やかに関係者等に連絡を行い必要な措置を講じるとともに、事故状況等を記録しなければならない。</p>		<p>ていない。</p> <p>3 事故が発生した場合の対応が不十分である。</p> <p>4 事故の状況及び事故に際してとった処置を記録していない。</p>	<p>B</p> <p>C</p>
8 会計の区分	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p>	<p>1 特定教育・保育の事業の会計はその他の事業の会計と区分されているか。</p>	<p>1 市運営基準条例第33条</p>	<p>1 特定教育・保育の事業の会計がその他の事業の会計と区分されていない。</p>	<p>C</p>
9 記録の整備	<p>1 特定教育・保育施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育の提供計画及び記録、苦情内容、事故状況等の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>1 職員・設備・会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>2 特定教育・保育の提供に関する記録を整備し、5年間保存しているか。</p>	<p>1 市運営基準条例第34条</p>	<p>1 職員・設備・会計に関する諸記録を整備していない。</p> <p>2 職員・設備・会計に関する諸記録の整備が不十分である。</p> <p>3 特定教育・保育の提供に関する記録を整備し、5年間保存していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
10 電磁的記録等	<p>1 特定教育・保育施設は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、市運営基準条例の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、電磁的記録により行うことができる。</p> <p>また、市運営基準条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、保護者の承諾を得て、記載事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>なお、保護者の承諾については、あらかじめ、保護</p>	<p>1 電磁的方法による書面等の交付等について、保護者に対し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。</p> <p>2 保護者から申出があったにもかかわらず、電磁的方法によって記載事項の提供行っていないか。</p> <p>3 電磁的方法による同意の取得について、保護者に対し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。</p>	<p>1 市運営基準条例第53条</p>	<p>1 電磁的方法による書面等の交付等について、承諾を得ていない。</p> <p>2 保護者の意思に反して、電磁的方法による交付等を行っている。</p> <p>3 電磁的方法による同意の取得について、承諾を得ていない。</p> <p>4 承諾の内容・方法が適切ではない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

	<p>者に対し、電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、保護者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。</p> <p>3 書面等の交付又は提出に係る電磁的方法による提供に関する規定は、市運営基準条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。</p>				
10 教育・保育給付認定保護者に関する市への通知	<p>1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p>	<p>1 保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。</p>	<p>1 市運営基準条例第19条</p>	<p>1 保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき、その旨を市に通知していない。</p>	C
11 利益供与等の禁止	<p>1 特定教育・保育施設は、地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はそれらの職員（以下この項目において「事業者等」という。）に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。また、事業者等から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p>	<p>1 事業者等に対して、紹介の対償として金品等の利益を供与してはならない。また事業者等から、紹介の対償として金品等の利益を収受してはならない。</p>	<p>1 市運営基準条例第29条</p>	<p>1 事業者等とのあいだで、子どもの家族等の紹介の対償として、金品等の利益の供与又は収受をしている。</p>	C
12 地域との連携等	<p>1 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>1 施設の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>1 市運営基準条例第31条</p>	<p>1 施設の運営に当たり、地域との交流が図られていない。</p>	C

<p>13 公定価格に関する基準</p>	<p>1 特定教育・保育施設は、基本分単価に含まれる職員構成を充足する職員配置をするとともに、各加算を受けるに当たっては、法令等に定める要件を満たさなければならない。</p>	<p>1 職員配置は、基本分単価に含まれる職員構成を充足しているか。  2 公定価格における各加算等が適正であるか。  3 その他委託費の請求に関する不適正な事項がないか。</p>	<p>1 算定基準等  2 算定基準等留意事項  3 処遇改善等加算通知</p>	<p>1 基本分単価に含まれる職員が配置されていない。  2 加算等の要件を満たしていない。  3 必要な調整が行われていない。  4 その他委託費の請求に不適切な事項がある。</p>	<p>C  C  C  C</p>
----------------------	---	--	--	--	-------------------------------